

国立大学法人東京医科歯科大学大学院における

外部研修・実習に係る取扱い要項

令和元年5月28日
医歯学総合研究科長
保健衛生学研究科長
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京医科歯科大学大学院における外部研修・実習に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 外部研修・実習は、大学院生が、高等教育機関、研究所、医療機関等（以下「外部研修・実習機関」という。）において、本学の指導教員の指導の下、論文作成等に必要な調査、資料収集等を行う研究活動及び資格取得等に必要な学修活動のことをいう。

(条件)

第3条 外部研修・実習機関での研究活動及び学修活動は、指導教員が承認した研究計画に基づくものに限る。

(手続き)

第4条 外部研修・実習を希望する大学院生は、外部研修・実習申請書（別紙様式1）及び研修・実習計画書を、原則として外部研修・実習を行う2週間前までに（海外での場合は、2ヶ月前まで）指導教員の許可を得て、所属研究科長に提出する。

(許可)

第5条 当該研究科長は、前条の申請を適当であると認めたときは、外部研修・実習を許可する。

(契約)

第6条 大学院生が外部研修・実習を受けるにあたり、当該外部研修・実習機関から契約の締結を求められた場合、当該研究科長は、求めに応じ、契約の手続きを行うことができる。

(費用)

第7条 外部研修・実習に係る費用は、原則として、外部研修・実習を希望する大学院生が負担する。

(保険)

第8条 外部研修・実習を希望する大学院生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険等の保険に加入するものとする。

(期間)

第9条 外部研修・実習期間は、原則1年以内とする。

2 前項の期間を超えて、引き続き外部研修・実習を希望する大学院生は、第4条に規定する手続きに準じて手続きを行うものとする。

(事務)

第10条 外部研修・実習に関する事務は、統合教育機構事務部学務企画課において処理する。

附 則

この要項は、令和元年5月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

外部研修・実習申請書

年 月 日

大学院

研究科長 殿

_____年度入学 第____学年

修士課程 博士課程

(_____分野)

学籍番号 第_____号

学生氏名 _____ (※)

指導教員氏名 _____ (※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください

下記のとおり、外部機関において研修・実習を実施したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

研究題目	
研修内容 ・ 実習内容	

研修 ・ 実習先	機 関 名			
	内 諾 者 (役 職)	依 頼 状	要 ・ 不 要	宛 名
	所 在 地	〒 _____ TEL. _____		
	期 間	_____年 月 日 ~ _____年 月 日 (日間)		

※ 研修・実習計画書を添付すること。